

第5章

施策の体系と展開

第1節 施策の体系

基本目標「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」に向けた取組を進めるにあたり、高齢者保健福祉に関する施策を7つに分けて展開していきます。

施策の展開にあたっては、地域の実情に即した取組を進めるとともに、保険者機能強化推進交付金^{*}や介護保険保険者努力支援交付金^{*}などの活用を検討していきます。

施策1 高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進

施策2 地域の連携強化と地域共生社会の実現

施策3 介護予防・健康づくり施策の充実

施策4 認知症施策の推進

施策5 人材確保と業務効率化の取組

施策6 災害・感染症対策の体制整備

施策7 安定した介護保険制度の運営

各施策は、令和22年（2040年）に向けた基盤となるよう、互いに結び付きながら展開していきます。

※ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付される。

【SDGsと本計画の関連】

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs [エス・ディー・ジーズ]）」は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、令和12年（2030年）に向けた国際目標であり、広範な課題に国や事業者、自治体などのすべての主体が取り組むこととされています。

札幌市は、平成30年（2018年）6月にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定され、総合的な実施計画の策定や各種取組に際して、SDGsの趣旨や視点を反映させることとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画においても、SDGsのうち主に次の5つの目標に関連しながら、各施策の取組を進めていきます。

SDGsの主な関連目標



第2節 施策の展開

《施策1》高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進

令和7年（2025年）に団塊の世代がすべて75歳以上となり、さらにその先の令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることから、札幌市の高齢化率は4割に迫ることが見込まれます。このような状況下でも、地域包括ケア体制が維持できるよう、早い段階からの「備え」が必要です。

《施策の方向性》

- 高齢者人口と生産年齢人口が逆転する社会構造にあっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための基盤づくりに取り組みます。
- 多くの高齢者が、積極的に社会参加することで、本人の健康や生きがいが向上するとともに、高齢者の活躍が地域社会に生かされていくように、きっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくりを進めます。
- 超高齢社会にあっても、持続可能な支援体制の構築を進めます。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	現状値	目標値
家族介護者の介護の負担感を示す指標	介護に何らかの負担を感じている家族介護者の割合	56.2% (令和元年度)	50.0% (令和4年度)
高齢者が知識や経験を生かせる機会を示す指標	積極的に社会参加できる機会があると思う高齢者の割合	25.1% (令和元年度)	35.0% (令和4年度)
社会参加に対する高齢者の意識を示す指標	地域活動に企画・運営側として参加したいと思う高齢者の割合	42.7% (令和元年度)	45.0% (令和4年度)

個別施策1 介護サービス等の充実

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの介護サービスや、生活支援サービス、住まいの充実を図り、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケア体制を推進します。

主な取組

居宅サービスの確保

高齢者人口の増加等に伴い、今後も介護サービスの利用者数は増加していくことが予想されることから、必要な方が必要なサービスを利用できるよう、指定申請手続きをわかりやすく工夫し、新規事業者の参入を促すとともに、事業者への運営指導による支援や介護職員の確保・定着に向けた取組を通して、居宅サービスの確保につなげます。

特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、原則、要介護3から要介護5の方のうち、日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設で、令和2年度（2020年度）末現在、整備中のものを含め、市内に93か所（定員総数7,073人）あります。令和5年度（2023年度）までに、家族介護者の負担軽減を考慮して、さらに定員600人分の整備に着手します。整備にあたっては、入所者個々の心身の状況に合わせたケアを提供することができるユニット型施設による整備を基本とし、ユニットケアの導入を促進します。

また、既存施設の相部屋に暮らす方々のプライバシーを保護するため、必要な改修費用の補助を行います。

要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保

災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な要介護度の重い高齢者等がケアを受けながら避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の新設にあたって、要配慮者^{*}二次避難所（福祉避難所）として活用可能なスペースを併設するよう促します。

^{*} 要配慮者とは、災害対策基本法で定める、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、個別事例の検討などを通じて、自立支援の推進を目指すとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

生活支援体制整備事業の実施

高齢者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的に配置している生活支援コーディネーターが、地域のニーズに応じた社会資源の調整を行います。また、不足する人材の育成や社会資源の開発をNPO・民間企業等とともに推進します。

認知症高齢者グループホームの整備

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は認知症の高齢者が共同生活を営むための住居であり、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や、機能訓練などを行います。前計画において222人分（定員総数4,561人）を整備しており、令和5年度（2023年度）までにさらに定員210人分を整備します。

介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の、新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費等の補助を行います。

また、新規開設の認知症高齢者グループホームに併設して整備される（看護）小規模多機能型居宅介護についても補助対象とします。

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー構造で安否確認や生活相談サービスが受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」について、登録制度の運用により、事業者に対する情報発信や相談対応、助言などを通じて供給促進を図ります。

住宅確保要配慮者居住支援事業の実施

高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者^{*}の居住の安定確保に向けて、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、入居から退去までをサポートする相談体制の充実を図ります。

※ 住宅確保要配慮者とは、住宅セーフティネット法で定める、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

その他関連する取組

地域密着型サービスの充実

認知症高齢者や中重度の要介護状態にある方が、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「小規模多機能型居宅介護」等のサービスについて、利用者数の推移等に加えて、介護離職の状況や、家族介護者の負担軽減も考慮して整備します。

介護療養病床の転換に係る補助金の交付

病床転換が円滑に進むよう、介護療養型医療施設が介護医療院等へ転換する場合に、その整備費用について、北海道からの交付金を活用して財政的支援を行います。

新規事業者の参入促進

事業を開始するうえで参考となる情報(要介護等認定や介護サービスの利用状況)を公表することや、指定申請手続きをわかりやすく工夫すること等により、新規事業者の参入促進に努めます。

ユニットケア研修の実施

ユニットケア施設の管理者及び職員に対して、実践的な研修を実施し、ユニットケアの質の向上を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

要介護の原因となりやすい生活機能低下(フレイル)を予防するために、心身機能低下の予防や社会的つながりの維持を考慮した介護予防と生活支援を推進します。また、高齢者の多様なニーズに対応するため介護事業所によるサービスに加えて地域の支え合い等を推進します。

高齢者等紙おむつサービス事業の実施

ねたきりまたは認知症などにより常時おむつを必要とする在宅の高齢者に対して、紙おむつを給付し、本人及び介護にあたる家族等の日常生活における負担軽減や保健衛生の向上を図ります。

訪問理美容サービスの実施

居宅でねたきり状態にある高齢者のもとを理容師や美容師が訪問し、整髪や散髪などを行います。

生活支援型ショートステイの実施

病弱や閉じこもりがちの高齢者で、要介護等認定を申請していない方、または申請を行ったが非該当になった方が、養護老人ホームに短期間入所しながら、生活機能の維持改善を図るとともに、家族などの負担を軽減します。

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者のための入所施設で、令和2年度(2020年度)末現在、市内に4か所(定員総数330人)あります。

施設への入所は市の措置により行われ、生活指導・機能訓練・食事提供など入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

軽費老人ホーム

身体機能の低下等により居宅において自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が低額な料金で入所する施設で、令和2年度(2020年度)末現在、市内にA型が6か所(定員総数350人)、B型が2か所(定員総数100人)、ケアハウスが17か所(定員総数1,050人)あります。

利用者の負担軽減及び健全な施設運営を確保するために、施設に対して補助金等を交付します。

生活支援ハウス

身の回りのことは自分でできるものの、ひとり暮らし等で居宅生活に不安がある高齢者のための入居施設で、令和2年度(2020年度)末現在、市内に4か所(定員総数80人)あります。

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、介護予防の促進を図りながら、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要なサービスを提供する高齢者の入居施設です。

設置にあたっては市への届出が必要で、良好なサービスが提供されるよう必要な助言及び指導等を行います。

また、入居者が介護が必要な状態になっても、引き続き安心して住み続けられるよう、特定施設入居者生活介護の指定を進めます。

安全・安心な市営住宅の整備

老朽化した市営住宅の建て替えを計画的に行い、エレベーターの設置等によるバリアフリー化など、高齢者のニーズに対応した住戸の整備を進めます。

福祉有償運送に係る運営協議会の運営

非営利法人が要介護者等に対し自家用自動車の有償運送サービスを行う際に、運営協議会の合意を得る必要があります。

運営協議会では、事業者からの申請に基づき、地域における運送サービスの実情等を踏まえて、事業者による福祉有償運送の必要性を個別に判断します。

高齢者の住まい・施設のあり方を検討

令和22年(2040年)に向けて、高齢者の生活の場となる住まいや施設の実態を把握し、今後のあり方を検討します。

個別施策2 高齢者が活躍できる地域づくり

高齢者の社会参加支援に関する基本方針に基づき、社会参加の意欲と機運を高める「意識醸成」、出番と役割を広げる「機会拡大」、意欲と行動を結びつける「環境整備」に取り組み、高齢者が活躍できる地域づくりを目指します。

主な取組

シニア世代の社会参加に係る啓発事業の実施

主に50歳以上の市民を対象に、情報提供を通じて社会参加への意欲を喚起するとともに、ボランティア活動や地域活動を紹介しながら、円滑に地域デビューできるよう支援します。

シニアワーキングさっぽろの開催

高齢者採用に係る人事・採用担当者向けセミナー及び就業を希望する高齢者と企業のマッチングを図る体験付き仕事説明会を行うことで、企業の人材確保と高齢者の就業支援を図ります。

まちづくりパートナー協定企業との連携

まちづくりパートナー協定を締結している企業と連携し、高齢者の有業率向上と企業の人手不足解消を図るため、高齢者向けの仕事説明会を実施します。

介護サポートポイント事業の実施

高齢者が介護施設などで行うボランティア活動に対して換金可能なポイントを付与して、活動への参加を促し、介護予防と生きがいづくりを進めます。また、より多くの方が活動できるよう、受け入れ施設の拡大を検討します。

心のバリアフリー推進事業の実施 新規

高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、「心のバリアフリー」の更なる普及啓発に向け、企業・市民向けの研修を実施します。また、企業向け研修の受講者や所属企業を対象に、企業内における心のバリアフリー推進・浸透のための研修等について、具体的な助言を行う等の支援を行います。

公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、高齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターに対し支援を行います。

その他関連する取組

老人クラブへの活動支援

会員の教養の向上、健康の増進、社会参加やボランティア、地域との交流などに取り組む老人クラブの活動を支援します。

また、各老人クラブ活動の充実を目的に、連絡調整や情報提供等を行っている札幌市老人クラブ連合会の活動を支援します。

ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手派遣

高齢者を中心とするスポーツ・文化・健康・福祉などの総合的なイベントである「ねんりんピック」に、選手を派遣します。

敬老優待乗車証の交付

高齢者の社会参加を促進し、豊かで充実した生活が送れるよう、市内の対象交通機関を利用できる敬老優待乗車証を交付します。

また、利用実態や将来的な事業費の推移など、制度の現状と課題を把握するとともに、高齢者を取り巻く社会経済状況の変化を見定めながら、持続可能な制度のあり方の検討について、引き続き取り組みます。

出前講座の実施

札幌市が広報活動の一環として実施する「出前講座事業」を活用し、社会参加支援、介護保険制度などに対する市民の関心や理解を高めます。

札幌シニア大学の開催

地域社会で活動する高齢者の指導者養成を目的として、地域活動等に関する学習や実践的な体験の機会を提供します。

さっぽろ市民カレッジの開催

市民の自己充実や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。

区民講座の開催

市民の教養等の向上を図るため、区民センター等において多様なテーマの講座を開催します。

図書館を基軸にした生涯学習支援

中央図書館をはじめ市内47か所の図書施設で図書の貸出を行うほか、高齢者にも利用しやすい資料の収集に努めます。中央図書館では障がいや高齢により来館が困難な方への郵送による貸出を行います。

また、調査研究の相談などについても、電話やFAX、メール等さまざまな方法で受付・回答を行います。

市民活動サポートセンターの運営

札幌市の市民活動支援の総合拠点として市民活動サポートセンターを設置し、「情報収集提供・相談機能」、「交流活動支援機能」、「研修・学習機能」、「市民活動団体支援機能」の4つの機能に基づく事業を展開していきます。

市民活動促進施策の展開

「市民まちづくり活動促進条例」に基づき、さぽーとほっと基金の運営をはじめとした財政的支援、情報の支援、人材の育成支援、活動の場の支援の4つの支援を通して、市民活動を促進・支援していきます。

高齢者福祉バスの運行

老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与する高齢者団体等のボランティア活動や健康づくり活動等のために、高齢者福祉バスを運行します。

老人福祉センターの運営

交流機会の促進をはじめ、各種相談、健康増進、介護予防等の場として一層有効な運営を図ります。

おとしより憩の家の運営支援

地域の集会所や地区会館などの一部を利用して、高齢者が交流、レクリエーションなどに気軽に利用できる「おとしより憩の家」を設置運営している地域住民団体に対して、運営費の一部を支援します。

老人休養ホームの運営

元気な高齢者に加えて、支援を必要とするなど心身に不安を抱える高齢者とその家族の方などが共にくつろぎながら過ごすことのできる保健休養の場を提供します。併せて、高齢者の活躍や地域の交流を促進するイベント等を実施します。

はつらつシニアサポート事業(高齢者地域貢献支援事業)の実施

シニアサロンモデル事業やシニアチャレンジ事業の実施により、高齢者団体が行う地域貢献につながる活動を支援します。

未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の実施

各区役所において、地域の特性を生かした笑顔あふれるまちづくりを進めるために、子どもから高齢者まで幅広い地域住民やまちづくり団体の交流、地域住民の主体的なまちづくり活動等に対して支援を行います。

小学校併設地域交流施設整備事業の実施

地域の多世代交流を促進するため、小学校の改築等に合わせて地域交流施設、まちづくりセンターの併設等を行います。

職業相談窓口の運営

ハローワーク等との連携のもと、札幌市就業サポートセンター、あいワークにおいて、求職者への職業相談・紹介を行うほか、定年後も働くことを希望する高齢者を対象とした就職支援セミナーや、今後の人生設計について考えるライフプランセミナーなどを開催します。

また、高齢者の求人量を確保するため、企業に合った高齢者雇用のモデルを紹介し、高齢者の雇用を働きかける提案型の求人開拓を実施します。

市民と創るさっぽろのみどり推進事業の実施 新規

市民・企業等多様な主体が輝くみどりのまちづくり活動を推進するため、参加しやすく続けやすいボランティア活動の環境を整えるとともに、高齢者をはじめとするさまざまな世代の市民が気軽に参加できるみどりの保全活動を実施します。

世代間交流の支援

世代間交流を進めるために、福祉のまち推進センターが行うふれあい活動事業への協力や、ふれあい・いきいきサロンへの支援を行います。

ふれあい入浴の実施

世代間のふれあいや交流を目的として、公衆浴場の組合が敬老の日に高齢者の入浴料金を200円に、小学生以下の入浴料金を無料にする事業に対して補助を行います。

個別施策3 高齢者が暮らしやすい環境づくり

住環境や公共施設・公園等におけるバリアフリー化、福祉のまちづくりの普及・推進、道路の除雪等により、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

主な取組

福祉のまちづくり推進会議の開催

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者などから幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

「札幌市バリアフリー基本構想」に基づく整備促進

「札幌市バリアフリー基本構想」の実現に向けて、重点整備地区における歩道、旅客施設、公園、建築物などのバリアフリー整備を重点的かつ一体的に進めます。

民間公共的施設バリアフリー化推進のための財政的支援 新規

民間の公共的施設のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー化工事等に対する補助を行います。

その他関連する取組

地域と創る公園機能再編・再整備事業、安全・安心な公園再整備事業の実施

老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。

また、誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。

体育施設・コミュニティ施設等バリアフリー整備事業の実施

高齢者や障がいのある方が気軽に体育施設や区役所、コミュニティ施設を利用できるように、多目的トイレの機能を充実(オストメイトの設置等)します。

公園ユニバーサル化推進事業の実施 新規

冬季オリンピック・パラリンピックの招致を見据え、国内外からの多くの観光客に対応するため、観光地である主要公園^{※1}において、トイレのユニバーサルデザイン化^{※2}を進めます。

※1 主要公園：大規模な公園である総合公園10公園、運動公園3公園のほか、都心部の利用者の多い公園（大通公園、創成川公園）を含めた全15公園

※2 ユニバーサルデザイン化：「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や、外国人などの来訪者も含めて、誰もが使いやすいトイレとするため、洋式化や、わかりやすい案内表示とするなどの整備を行うこと

公共的施設新設等における事前協議

福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設の新設等を行う民間事業者の事前協議に対して、バリアフリー化について必要な指導を行います。

バリアフリー施設に関する情報発信

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての方が安心して施設を利用できるよう、市内官公庁、商業施設、文化・体育施設、公園等の公共的施設におけるエレベーターや多目的トイレなどの設置状況について、パンフレットやホームページなどにより、広く情報発信を行います。

優しさと思いやりのバリアフリーの推進

数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、市有施設を新たに整備する際に施設を確認したり、危険施設を早期に発見したりするなど、人の目や感覚を活用することにより、公共的施設のバリアフリー化を進めます。

公共サイン基本計画

すべての方が安心して街の中を歩くことができるように、わかりやすく目的地まで誘導するとともに、景観へ配慮した歩行者系サインの基準を「札幌市公共サイン基本計画」としてまとめています。

福祉教育のための教材の作成・配布(福祉読本など)

学校教育において高齢者や障がいのある方に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、授業に役立ててもらえるよう市内の小学校に配布します。

福祉教育への支援

高齢者疑似体験セット等の貸出しや研修講師の派遣、小学校高学年向け福祉教育副読本の配布を通じて、児童・生徒に高齢者や障がいのある方への理解と関心を深めてもらえるよう福祉教育への支援を行います。

路面電車軌道運送高度化事業の実施

道路の拡幅事業等と連携した停留場のバリアフリー化や低床車両の導入を進めます。

地下鉄駅環境整備推進事業の実施

全階段へのスリップを防止するゴムの設置、床と柱を明確に色で識別できる素材の柱への巻きつけ、既存の手すりや壁の隙間の確保などにより、施設・設備を利用する際の安全性を高め、地下鉄をより利用しやすい環境に整備します。

地域公共交通利用環境改善事業の実施

乗降の負担が少ないノンステップバスや、誰もが利用しやすい構造のユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため、事業者に対し、導入時の補助を行います。

交通施設バリアフリー化設備整備費補助

交通施設のバリアフリー化を推進するため、事業者に対して補助を行います。

生活道路パートナーシップ排雪の実施

生活道路において、市民・企業・行政が協働でパートナーシップ排雪を実施します。

歩行者用砂箱の設置

冬季に発生する滑りやすい「つるつる路面」による歩行者の転倒防止策として、まき砂を保管する歩行者用砂箱を設置し、市民・企業との協働による砂まき活動を推進します。

福祉のまち推進センター活動の支援

福祉のまち推進センター活動について、情報提供や活動費の助成を通じて支援を行います。また、先駆的な取組や活動手法に関するマニュアルを作成・配布することにより、福祉のまち推進センターの活性化を図ります。また、地域で発生した課題の解決調整の役割を担う活動者を養成する取組を引き続き進めていきます。

住宅改修費の支給

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合に、その費用の一部を支給します。

住宅改修支援事業の実施

介護保険制度における住宅改修費制度の円滑な利用を目的として、制度利用時に必要な利用書作成に係る支援を行います。

福祉用具の展示等

社会福祉総合センターや身体障害者福祉センターでは、福祉用具などに関する情報を提供しています。

また、社会福祉総合センターにおいて、相談員の配置や特設展示、不用となった福祉用具の情報を集約・公開し、福祉用具のリサイクル等を行うほか、福祉用具機器展 in さっぽろを開催しています。

仮称) 「感動・感謝・感激」介護の作文大賞 新規

職員の立場の感動エピソード、介護される側(家族含む)の感動エピソードなど広く一般に募集し選考し、入選作品を漫画化(小学生向け啓発事業で配布)することで、介護職が誇り高き職業だということを認知してもらい、新たな人材の参入を促します。

《施策2》地域の連携強化と地域共生社会の実現

個人や世帯を取り巻く環境の変化により生きづらさやリスクが多様化・複雑化している中、高齢者一人一人が尊重され、社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことへの支援強化が必要です。また、一人一人が自立しつつ互いに支え合うため、誰もがバリアフリーを実感できる環境を整えることが大切です。

《施策の方向性》

- 高齢者や家族介護者の多様なニーズに対応できるよう、多機関協働による包括的支援体制の構築を目指します。
- 高齢化に伴い増加する医療的ケアのニーズに対応するため、医療と介護の関係者間のネットワーク機能の強化等を図ります。

《成果指標》

指標設定の考え方	指 標	現状値	目標値
地域における相談体制の充実を示す指標	生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合	12.2% (令和元年度)	10.0% (令和4年度)
医療との連携に対する介護支援専門員の意識を示す指標	医療との連携に対して困難や不安を感じている介護支援専門員の割合	38.2% (令和元年度)	31.0% (令和4年度)

個別施策 1 多様な支援ニーズに対応した支援機関の機能強化

さまざまな困りごとを複合的に抱える高齢者とその家族が、地域で自立した生活を送ることができるように、基幹的な相談・支援の拠点を整備します。

主な取組

仮称)基幹型支援センターの設置 **新規**

複合的な課題を抱える世帯に対する支援調整を行う（仮称）基幹型支援センターを区役所に設置します。

専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付けるような仕組みの構築 **強化**

多機関連携による支援体制の構築や地域課題解決のため、既存の専門機関や地域住民主体の組織等を包括的に結びつける中核機関として区役所等の機能を強化します。

区役所における総合的・横断的な相談対応

各区役所の保健福祉の相談窓口において、保健福祉に関する総合的・横断的な相談を受け、適切なサービスや窓口を案内するほか、案内員を配置し、来庁者に適切な窓口を案内・誘導します。

また、支援を必要とする市民を把握し、適切なサービスにつなげていくため、地域包括支援センター、介護予防センター、福祉のまち推進センターなどの関係機関との連携を推進します。

地域包括支援センターの機能強化 **強化**

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、多様化する高齢者のニーズや課題に対応するため、センターの職員が、地域への訪問や実態把握、多職種連携、地域の支援体制づくりのための活動等を十分に行うことができるよう、適切な人員体制を確保するなど、センターの機能強化に努めます。

その他関連する取組

ひきこもり地域支援センターの運営

新規

ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言や訪問による支援を行います。

精神保健福祉センターにおける相談支援の実施

高齢者のメンタルヘルスの普及・啓発を行います。各区保健福祉課における精神保健福祉相談と連携を図って、高齢者とその家族への相談機能を高めます。

認知症コールセンターの運営

介護支援専門員や認知症介護従事者等の専門職が、専用電話により認知症に関するさまざまな相談対応や情報提供などを行うとともに、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。

高齢者虐待等対応専門職派遣事業の実施

高齢者の権利擁護や養護者への支援を適切に行えるよう、各区保健福祉部及び保健福祉局高齢保健福祉部が開催する高齢者虐待等の会議や研修会等に、弁護士と社会福祉士を派遣します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

個別施策2

相談・見守り体制の充実、医療と介護の連携強化

地域包括支援センター・介護予防センターを核とした相談・支援体制の充実を図るほか、民生委員等による見守りを実施します。また、行政情報をより効果的に提供します。

さらに、医療と介護の連携を図るため、医療従事者・介護従事者等に対する研修等を実施し、ネットワーク化を支援します。併せて、医療・介護に係る相談や情報提供に取り組みます。

主な取組

地域包括支援センターの機能強化 **強化** 再掲 施策2-1

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、多様化する高齢者のニーズや課題に対応するため、センターの職員が、地域への訪問や実態把握、多職種連携、地域の支援体制づくりのための活動等を十分に行うことができるよう、適切な人員体制を確保するなど、センターの機能強化に努めます。

介護予防活動の充実

市内53か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざまな相談に応じるとともに、介護予防の普及啓発を積極的に行います。また、地域組織や関係機関等と連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継続に向けた支援を行います。

地域における介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者と従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行い、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を進めていくことにより、介護予防の効果を実感し、主体的に取り組む高齢者を増やします。

地域ケア会議の推進 再掲 施策1-1

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、個別事例の検討などを通じて、自立支援の推進を目指すとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

あんしんコール事業の実施

病弱なひとり暮らし高齢者等に専用の通報機器を貸与し、健康等の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛けを行います。また、急病などの緊急時は、救急車の要請など、状況に応じた支援も行います。

在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医師会等の関係機関と連携しながら、多職種協働による研修や協議の場等を設け、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

さっぽろ医療計画推進事業の実施

市民を対象とした、かかりつけ医などの効果的な普及啓発、地域における自主的な学習会などに専門家等を派遣する医療アドバイザー制度の運用のほか、医療に関する適切な情報提供を行うための医療情報ポータルサイトの開設を行います。さらに医療機関の機能分化・連携推進に係る支援として地域医療構想に係る医療機関向けの説明会を開催します。

高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業の実施

今後増加することが見込まれる在宅医療の患者数に対応するため、在宅医療を担う医療従事者向け研修を充実するほか、在宅医療を担う医師の後方支援体制の整備や市民への普及啓発等により、在宅医療を推進します。

その他関連する取組

配食サービスの実施

ひとり暮らしで食事の支度が困難な高齢者に対して、食事に関してできる限り自立した生活が営めるよう、食に関する利用調整を行い、栄養バランスがとれた食事を届けるとともに、安否を確認します。

65歳以上名簿の整備

民生委員の協力を得て、65歳以上名簿の調査・整備を行い、巡回相談や福祉サービスの普及啓発等の地域福祉活動に役立てます。

民生委員による巡回相談の実施

民生委員が、ひとり暮らしの高齢者宅を定期的に訪問し、さまざまな相談に応じるとともに、安否確認を行います。

民生委員への研修の実施

市民ニーズの多様化や、保健福祉に関する制度の複雑化が進む中、民生委員に対して活動に役立つさまざまな保健福祉に関する情報を提供するなど研修の充実を図ります。

福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある方の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。

要介護者等ごみ排出支援事業の実施(さわやか収集)

家庭から出るごみを自らごみステーションへ排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、対象要件に該当する方に対し、ごみの収集や運び出しの支援を実施します。希望者には、収集の都度、声掛けによる安否確認を実施します。

有償ボランティアの派遣

日常生活に支障がある高齢者等に対して、あらかじめ登録する有償ボランティア(協力員)を派遣することにより、低廉な料金で家事援助などのサービスを行います。

ゲートキーパー等の人材養成の推進 新規

自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」を担う人材等の養成を進め、地域の中で自殺に追い込まれようとしている方に支援の手が届く環境づくりを推進します。

認知症サポーター養成講座の実施

認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成します。高齢者と関わる機会の多い企業や団体の受講に向けた取組を進めます。

また、「認知症サポーター」の中でボランティア活動を希望する方には、「認知症支援ボランティア」として認知症施策に関わる活動の機会を広げます。

徘徊認知症高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者が徘徊等により行方不明となった場合、警察と連携しながら、地下鉄などの公共交通機関や、タクシー会社、ラジオ放送局、郵便局などの協力を得て早期発見に努めます。

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催

行政や警察、司法関係者等により構成する委員会を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行います。

高齢者虐待相談窓口の周知

地域住民や医療・介護関係者などに高齢者虐待の相談窓口を周知し、虐待防止や早期発見に取り組みます。

民間事業者等との見守り連携協定の締結

異変のある、または、何らかの支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援を行うため、民間事業者等との見守り連携協定の締結を推進します。

消費者被害防止ネットワーク事業の実施

「消費生活推進員」を地域に配置し、高齢福祉・障がい福祉等の関係機関や町内会、消費生活サポーター等とのネットワーク体制のもとに、高齢者や障がいのある方の消費者トラブルの早期発見・救済、被害の拡大防止に取り組みます。

かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施

認知症サポート医を講師として、地域の医師を対象に、認知症の診断技術や相談支援に関する研修を実施することにより、かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、認知症の方やその家族の相談に対応し、必要に応じて専門医を紹介できる体制を目指します。

認知症サポート医・かかりつけ医フォローアップ研修の実施

認知症サポート医やかかりつけ医に加え、行政職員や地域包括支援センター職員等が参加する研修会を実施することにより、認知症支援に係る多職種のネットワークの構築を図ります。

認知症支援事業推進委員会の開催

認知症専門医をはじめとする医療・介護の関係者や家族会などで構成する認知症支援事業推進委員会の運営等を通して、多職種のネットワークによる認知症施策の推進を図ります。

住宅確保要配慮者居住支援事業の実施 再掲 施策1-1

高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者[※]の居住の安定確保に向けて、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、入居から退去までをサポートする相談体制の充実を図ります。

※ 住宅確保要配慮者とは、住宅セーフティネット法で定める、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

心のバリアフリー推進事業の実施 新規 再掲 施策1-2

高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、「心のバリアフリー」の更なる普及啓発に向け、企業・市民向けの研修を実施します。また、企業向け研修の受講者や所属企業を対象に、企業内における心のバリアフリー推進・浸透のための研修等について、具体的な助言を行う等の支援を行います。

《施策3》介護予防・健康づくり施策の充実

高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、健康づくり、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の改善、重度化防止の取組が必要です。

《施策の方向性》

- 身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職の関与による効果的な住民主体の介護予防活動の充実に向けて支援します。
- 健康寿命の延伸に向けて、高齢者の健康づくりの取組を支える環境の充実を図ります。

《成果指標》

指標設定の考え方	指 標	現状値	目標値
住民主体の介護予防活動状況を示す指標	介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合	58.9% (令和元年度)	58.0% (令和4年度)
高齢者の主観的な健康状態を示す指標	健康を自覚する高齢者の割合	69.3% (令和元年度)	70.0% (令和4年度)
高齢者が自立して過ごせる期間を示す指標	初回要介護等認定時の平均年齢	平均79.6歳 (令和元年度)	現状維持 (令和4年度)

個別施策1 介護予防活動の推進

高齢者が自立した生活をつづけることができるよう、介護予防の普及啓発や、専門職による通いの場など住民主体の介護予防活動への支援を行います。

主な取組

介護予防活動の充実 再掲 施策2-2

市内53か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざまな相談に応じるとともに、介護予防の普及啓発を積極的に行います。また、地域組織や関係機関等と連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継続に向けた支援を行います。

地域における介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者と従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行い、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を進めていくことにより、介護予防の効果を実感し、主体的に取り組む高齢者を増やします。

地域ケア会議の推進 再掲 施策1-1、2-2

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、個別事例の検討などを通じて、自立支援の推進を目指すとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

介護サポートポイント事業の実施 再掲 施策1-2

高齢者が介護施設などで行うボランティア活動に対して換金可能なポイントを付与して、活動への参加を促し、介護予防と生きがいづくりを進めます。

また、より多くの方が活動できるよう、受け入れ施設の拡大を検討します。

地域包括支援センターの機能強化 **強化** 再掲 施策2-1、2-2

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、多様化する高齢者のニーズや課題に対応するため、センターの職員が、地域への訪問や実態把握、多職種連携、地域の支援体制づくりのための活動等を十分に行うことができるよう、適切な人員体制を確保するなど、センターの機能強化に努めます。

めざそう！いきいきスマイルシニア

札幌市では、高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、いきいきと楽しく暮らし続けられるように地域の方が主体的に介護予防に取り組む際のツールとして、介護予防体操「サッポロスマイル体操」を作成し、普及啓発に努めています。



※ サッポロスマイル体操には、バランス&ストレッチ、脳トレ、筋トレ、口腔の4種類があります。

その他関連する取組

ケアマネジメントの基本方針 新規

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行うため、ケアマネジメントの基本方針を策定し、周知を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進 再掲 施策1-1

要介護の原因となりやすい生活機能低下(フレイル)を予防するために、心身機能低下の予防や社会的つながりの維持を考慮した介護予防と生活支援を推進します。また、高齢者の多様なニーズに対応するため介護事業所によるサービスに加えて地域の支え合い等を推進します。

すこやか食育支援事業の実施

低栄養の予防を目的として、介護予防センターとボランティア団体が連携し、食生活のアドバイスや簡単な調理体験、管理栄養士の講話等を実施します。

訪問指導の実施

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが家庭を訪問して、高齢者やその家族の生活状態を把握し、必要な情報の提供や適切な支援を行います。

高齢者健康入浴推進事業の実施

高齢者の介護予防や閉じこもり防止を目的に、地域の公衆浴場において健康チェック・健康入浴体操・入浴などのサービスを提供します。

個別施策2 高齢期の健康づくり

生活習慣病などの早期発見、早期治療を進めて、高齢者の健康の保持のための事業に取り組むほか、関係機関などと連携して、市民の主体的な健康づくりを支援します。

主な取組

データの活用による地域分析 新規

地域や個人の健康状況のデータ分析結果から、重点的に取り組むべき課題を抽出し、効率的かつ効果的な事業の実施に取り組みます。

後期高齢者健康診査及び特定健康診査の実施

後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健康診査を実施します。（北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業）

また、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。

その他関連する取組

高齢者口腔ケア推進のための研修会の実施

講演会や研修会等を通じて、医療・介護職員等に対して要介護者等の日常的な口腔ケアと早期治療の重要性を啓発します。

高齢者インフルエンザ予防接種の実施

高齢者がインフルエンザに罹患し重症化するのを防ぐために、市内の医療機関に委託して「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施します。

高齢者肺炎球菌予防接種の実施

高齢者が肺炎球菌感染症に罹患し重症化するのを防ぐために、市内の医療機関に委託して「高齢者肺炎球菌予防接種」を実施します。

がん検診の実施

がんを早期に発見し、早期治療につなげるために、胃・大腸・子宮・乳・肺の各がん検診事業を実施するとともに、がん検診の重要性について普及啓発します。

歯周疾患検診の実施

歯の喪失の原因となる歯周疾患を予防・早期発見し、生涯にわたり自分の歯を保ち健康な日常生活を送れるよう、40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の市民に対して検診を実施します。

さっぽろ 8020 セミナー高齢者編(歯科口腔保健推進事業)

高齢になっても自分の歯を有し、食べる力が良好な方を増やすことを目的に、定期的に歯科健診を受けることや、口腔ケアを行うことの必要性について、普及啓発を行います。

特定保健指導の実施

40歳以上の国民健康保険加入者のうち、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方を対象に保健指導を実施します。

健康推進事業の実施

市民一人一人が健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防の啓発や健康教育の実施、健康づくりを行う自主活動グループの支援を行います。

また、企業や関係機関等と連携し、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

健康づくりセンターにおける健康づくり事業の実施

市内3か所(中央、東、西)にある健康づくりセンターにおいて、生活習慣病発症・重症化予防対象者や要支援・要介護予防対象者・障がいのある方を特に重視すべき対象者とし、これらの対象者の健康状態の維持・回復・向上までを支援します。

高齢者のための食生活指針等の普及啓発

保健センター等で、「高齢者のための食生活指針」等を活用し、高齢者が適切な食生活を送れるように支援します。

食生活改善推進員の養成講座の開催

「食」のボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成するため、各区保健センター等で食生活改善等に関する講座を開催します。

＜施策4＞認知症施策の推進

認知症の方や家族の視点を重視しながら、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせる「共生」、認知症の発症・進行を遅らせる「予防」を目指した取組が必要です。

＜施策の方向性＞

- 認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、認知症を早期発見し適切な支援につなげられる体制づくりを進めます。
- 状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供するネットワークを構築し、必要な介護サービスを整備することで認知症の方とその家族を支えます。

＜成果指標＞

指標設定の考え方	指 標	現状値	目標値
認知症サポーターの養成状況を示す指標	認知症サポーター養成講座の延べ受講者数	累計122,386人 (令和元年度)	累計130,000人 (令和4年度)
認知症の相談先の認知度を示す指標	認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合	17.6% (令和元年度)	18.5% (令和4年度)

個別施策1 認知症の方と家族を支える地域づくり

認知症に関する正しい知識の普及を進めるほか、認知症の方と家族への支援体制の整備に取り組みます。

主な取組

認知症サポーター養成講座の実施 再掲 施策2-2

認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成します。高齢者と関わる機会の多い企業や団体の受講に向けた取組を進めます。

また、「認知症サポーター」の中でボランティア活動を希望する方には、「認知症支援ボランティア」として認知症施策に関わる活動の機会を広げます。

認知症に関する相談窓口の周知

地域包括支援センター、札幌市認知症コールセンターなどの認知症に関する相談窓口の周知を図り、早期相談・早期支援につなぎます。

介護予防活動の充実 再掲 施策2-2、3-1

市内53か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざまな相談に応じるとともに、介護予防の普及啓発を積極的に行います。また、地域組織や関係機関等と連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継続に向けた支援を行います。

地域における介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者と従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行い、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を進めていくことにより、介護予防の効果を実感し、主体的に取り組む高齢者を増やします。

地域包括支援センターの機能強化 **強化** 再掲 施策2-1、2-2、3-1

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、多様化する高齢者のニーズや課題に対応するため、センターの職員が、地域への訪問や実態把握、多職種連携、地域の支援体制づくりのための活動等を十分に行うことができるよう、適切な人員体制を確保するなど、センターの機能強化に努めます。

認知症初期集中支援の実施

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、適切な医療・介護サービスにつながっていない認知症高齢者等を対象に、認知症サポート医、医療職、介護職で構成される「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた地域の支援体制を推進します。

また、支援状況を検証し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を推進します。

認知症カフェの支援

認知症の知識に関する市民理解を促進するため、認知症の方やその家族が気軽に集える交流の場である認知症カフェの市民周知を図るとともに、認知症カフェの活動状況に応じた支援について検討します。

成年後見制度における中核機関の設置 **新規**

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を守るため、親族等が家庭裁判所に申立てを行い、選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や施設の利用契約等の法律行為を行う「成年後見制度」の利用促進を図るため、中核となる機関を設置します。

中核機関では、成年後見制度に関する関係団体と連携を図りながら、広報・啓発活動や制度利用に関する相談対応に取り組めます。

成年後見制度の利用促進 **強化**

本人に身寄りがない認知症高齢者等が成年後見制度を利用する場合には、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないように、本人・親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

併せて、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要に適切に対応するため、市民後見人による支援体制を整備していきます。

その他関連する取組

認知症キャラバン・メイトの育成

「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成し、サポーター養成講座の実施につなげます。

認知症コールセンターの運営 再掲 施策2-1

介護支援専門員や認知症介護従事者等の専門職が、専用電話により認知症に関するさまざまな相談対応や情報提供などを行うとともに、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。

認知症支援事業推進委員会の開催 再掲 施策2-2

認知症専門医をはじめとする医療・介護の関係者や家族会などで構成する認知症支援事業推進委員会の運営等を通して、多職種のネットワークによる認知症施策の推進を図ります。

認知症地域支援推進事業の実施

各区に配置されている認知症地域支援推進員が中心となり、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、地域の実状にあった効果的な認知症施策を推進します。

認知症サポート医・かかりつけ医フォローアップ研修の実施 再掲 施策2-2

認知症サポート医やかかりつけ医に加え、行政職員や地域包括支援センター職員等が参加する研修会を実施することにより、認知症支援に係る多職種のネットワークづくりを行います。

認知症サポート医の養成

認知症患者の診療に習熟した認知症サポート医を養成し、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の企画・立案や、かかりつけ医への助言を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役を担います。

かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 再掲 施策2-2

認知症サポート医を講師として、地域の医師を対象に、認知症の診断技術や相談支援に関する研修を実施することにより、かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、認知症の方やその家族の相談に対応し、必要に応じて専門医を紹介できる体制を目指します。

若年性認知症従事者向け研修会の実施

介護従事者などを対象に、若年性認知症の特性やケアに関する研修を実施し、正しい知識・技術によるケアの質の向上を図ります。

男性介護者の交流会(ケア友の会)の開催

介護や家事を行ううえで役立つ知識や技術の提供を行うとともに、参加者同士の悩みや情報交換による交流の場を設け、男性介護者の孤立防止を図ります。

札幌市認知症ガイドブックの活用

認知症の方が、状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、介護サービスや相談窓口等の社会資源を中心とした基礎知識や情報を掲載した「札幌市認知症ガイドブック」を配布します。

訪問指導の実施 再掲 施策3-1

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが家庭を訪問して、高齢者やその家族の生活状態を把握し、必要な情報の提供や適切な支援を行います。

精神保健福祉センターにおける相談支援の実施 再掲 施策2-1

高齢者のメンタルヘルスの普及・啓発を行います。各区保健福祉課における精神保健福祉相談と連携を図って、高齢者とその家族への相談機能を高めます。

徘徊認知症高齢者SOSネットワーク 再掲 施策2-2

認知症高齢者が徘徊等により行方不明となった場合、警察と連携しながら、地下鉄などの公共交通機関や、タクシー会社、ラジオ放送局、郵便局などの協力を得て早期発見に努めます。

日常生活自立支援事業の実施

判断能力の不十分な認知症高齢者に対して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行います。

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 再掲 施策2-2

行政や警察、司法関係者等により構成する委員会を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行います。

高齢者虐待相談窓口の周知 再掲 施策2-2

地域住民や医療・介護関係者などに高齢者虐待の相談窓口を周知し、虐待防止や早期発見に取り組みます。

高齢者虐待等対応専門職派遣事業の実施 再掲 施策2-1

高齢者の権利擁護や養護者への支援を適切に行えるよう、各区保健福祉部及び保健福祉局高齢保健福祉部が開催する高齢者虐待等の会議や研修会等に、弁護士と社会福祉士を派遣します。

個別施策2

認知症の方を支える介護サービス等の充実

認知症高齢者の増加や介護サービスの利用状況を考慮し、認知症高齢者グループホームや他の地域密着型サービスが必要な地域に適正に配置されるよう整備を進め、併せて、各種研修の実施、外部評価の実施や情報公表の促進などを通じて、認知症の方が必要とする介護サービスの質の向上に取り組みます。

主な取組

認知症高齢者グループホームの整備 再掲 施策1-1

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は認知症の高齢者が共同生活を営むための住居であり、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や、機能訓練などを行います。前計画において222人分（定員総数4,561人）を整備しており、令和5年度（2023年度）までにさらに定員210人分を整備します。

地域密着型サービスの充実 再掲 施策1-1

認知症高齢者の方、中重度の要介護状態にある方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「小規模多機能型居宅介護」等のサービスについて、利用者数の推移等に加えて、介護離職の状況や、家族介護者の負担軽減も考慮して整備します。

介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施 再掲 施策1-1

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の、新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費等の補助を行います。

また、新規開設の認知症高齢者グループホームに併設して整備される（看護）小規模多機能型居宅介護についても補助対象とします。

その他関連する取組

認知症介護実践者等養成事業の実施

介護保険施設・事業所等の職員を対象に、認知症高齢者の介護に関する研修を実施し認知症介護技術を高め、認知症の方への介護サービスの充実を図ります。

認知症介護指導者の育成

認知症介護実践研修などの企画・立案、講師役を担う人材や、地域における認知症介護の質の向上のための指導的立場となる人材の育成を行います。

認知症高齢者グループホーム管理者連絡会議の支援

認知症高齢者グループホーム管理者の資質向上を目的として、知識の共有や情報交換を行う連絡会議の定期的な開催を支援します。

認知症高齢者グループホームの外部評価結果の公表の促進

認知症高齢者グループホームでは、サービス内容に関し、各事業者が自己評価を行ったうえで都道府県が定める評価機関による外部評価を受け、最終的に事業者が総括的評価を行うことが義務付けられています。

札幌市では、認知症高齢者グループホームに対し、定期的に外部評価を受けてその結果を積極的に公表するよう指導するほか、評価結果で判明した問題点の改善状況の確認・指導を行います。

事業者情報の公表の促進

事業者に対して、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所または施設の運営状況に関する情報を公表させることで、利用者が適切なサービスを選択しやすい環境づくりに努めます。

《施策5》人材確保と業務効率化の取組

令和7年（2025年）以降は現役世代の減少が顕著となるため、地域包括ケア体制を支える担い手の確保が必要です。

これからは、従来の人材確保の取組だけではなく、地域に潜在する担い手の発掘や、業務効率化により少人数でも支えられるような介護現場改革などが重要です。

《施策の方向性》

- 介護職員のほか介護分野に携わるリハビリテーションなどの専門職を確保する取組を進めます。
- ICTの活用などにより介護現場の業務効率化を図ります。
- 元気な高齢者やボランティアの活躍など、社会全体で地域包括ケア体制を支える取組を進めます。

《成果指標》

指標設定の考え方	指 標	現状値	目標値
介護人材の採用状況を示す指標	事業 [※] に参加した事業者のうち希望どおりに採用できた事業者の割合	- (令和元年度)	35.0% (令和4年度)

※ 介護人材確保促進事業「採用力向上セミナー」など

個別施策1 超高齢社会を支える担い手の確保

介護職員、専門職員、ボランティア等、超高齢社会を支える担い手の確保に努めます。

主な取組

若年層に対する介護のイメージアップ啓発

将来における介護職志望者の増加を促していくため、中学生・高校生等の若年層向け啓発冊子を全員に配布することや、介護職の方を講師とした出張講座を行い、やりがいや魅力を知ってもらうことで、介護のイメージアップにつながる活動を展開していきます。

外国人介護人材の確保に対する支援

外国人介護人材を取り巻く情勢や基礎知識等を学ぶセミナーを開催し、人材確保を目指す事業者を支援します。

高校生等による職場体験事業の実施 新規

出張講座と連動し、介護職に興味や関心のある若年層に対し、介護施設での職場体験の機会を提供し、やりがいや魅力について認知してもらい、将来的な介護人材確保につなげていきます。

小学生向け啓発事業の実施 新規

高齢者と接する機会が多くない世代に対して、まずは介護というものを知ってもらう機会を創出していきます。

潜在介護福祉士(有資格者)等再就職促進事業の実施 新規

介護福祉士などの有資格者の多くは介護以外の職種に就いていることや介護職に一度も就いたことがないという実態を踏まえ、これらの層の介護職への復職を支援します。

新任介護職員・育成担当者向けのフォローアップ研修 新規

介護職員の退職理由として、「職場の人間関係」が上位であることを踏まえ、上司・部下との円滑なコミュニケーションの取り方や新任職員世代と育成担当者世代の意識のギャップなどにスポットを当てた研修を実施し、その解消を図ることで定着を促進します。

地域人材の介護助手活用促進 強化

介護職等の業務を洗い出し、専門性に応じた役割分担を図るため、介護助手として地域の高齢者など多様な人材の参入を促し、介護職の業務負担の軽減など労働環境の整備につなげ、生産性向上・業務効率化を図るための事業者向け研修を行い、普及促進を図ります。

また、介護人材の不足を補うため、介護助手の人件費部分の補助に向けた検討を進め、地域人材参入機会の拡大を目指します。

生活支援体制整備事業の実施 再掲 施策1-1

高齢者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的に配置している生活支援コーディネーターが、地域のニーズに応じた社会資源の調整を行います。また、不足する人材の育成や社会資源の開発をNPO・民間企業等とともに推進します。

介護のおしごとPR動画作成 新規

ネガティブイメージが先行しがちな介護職について、現場で働いている職員にスポットを当て、やりがいや魅力を発信することにより、実態の正しい理解につなげ、新たな人材の参入を促進します。

札幌市公式ホームページでの公開や中学校・高校へのDVD配布を検討しています。

公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援 再掲 施策1-2

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、高齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターに対し支援を行います。

その他関連する取組**介護職員処遇改善加算の取得支援**

介護職員の賃金改善に資する「介護職員処遇改善加算」の取得・増額に取り組む事業所を支援するため、専門家による訪問相談を実施します。

働きやすい職場づくり・職員の資質向上への支援(介護人材定着化研修事業)

介護サービス事業所等に従事する介護職員や管理者等を対象として、雇用管理や業務に関する知識を習得し、労働環境向上につなげるための研修を実施し、離職防止を図ります。

職員採用力向上への支援

介護事業者が必要とする人材を適切に確保できるよう、職員採用力を向上させるための手法を学ぶセミナーと、同セミナーで身に付けた内容を実践する場として合同就職相談説明会を開催します。

介護職員の交流・研修会の開催

介護職員の定着・資質の向上を図るため、事業所の垣根を越えて介護職員同士が参加できる交流会、研修会の機会を提供します。

人材養成機関への協力

社会福祉主事養成機関に対し、実習の場を提供することにより、人材の育成に協力していきます。

市民向け福祉講座の開催

福祉やボランティアに関心のある市民を対象に、福祉に関する研修やボランティア研修などを実施し、福祉を担う人材を養成します。

ボランティア研修の実施

ボランティア活動センターにおけるさまざまな研修を通じて、地域福祉に関するボランティア活動を担う人材を育成します。

ボランティア活動への支援

地域で福祉に関するボランティア活動を行う個人や団体に対して、活動に対する支援を行います。

ボランティア登録・需給調整の実施

ボランティア活動センターにおいて、各区の社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア活動に意欲のある個人や団体等を登録し、ボランティア登録者と利用者の需給調整を行います。

札幌市ボランティア連絡協議会への支援

札幌市におけるボランティア活動の普及啓発と広く市民にボランティア活動への参加を促すため、各区ボランティア連絡会との連携を深め、共に生きる地域づくりを推進します。

社会福祉協力校への活動支援

児童・生徒が社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアや思いやりの心を育むように、福祉活動に積極的に取り組む小学校・中学校・高校を社会福祉協力校として指定し、活動費の助成を行います。指定期間の終了後も、その学校に活動の場を紹介するなど、引き続き支援します。

企業の社会貢献活動の促進

企業や勤労者へのボランティア出張講座の実施や体験事業への参加案内などを通じて、企業の社会貢献活動を促進します。

在宅福祉活動団体連絡会への支援

札幌市内に活動拠点を有する在宅福祉分野のNPO法人や非営利活動団体、地域ボランティアなどの市民活動団体同士による新しい「ふれあい社会」づくりを目的とする団体の活動を支援します。

ボランティア体験の推進

ボランティア活動のきっかけづくりとして、ボランティア体験を希望する市民に、福祉施設やボランティア団体等の受入先を紹介します。

ボランティア活動保険等の加入促進

ボランティア活動中の不慮の事故に備えるために、ボランティア活動保険等への加入を促します。

個別施策2

超高齢社会を見据えた業務効率化

AI、ICTの活用や事務の見直しにより、介護職員の業務負担軽減に努めます。

また、介護サービス等を提供する事業所が行う業務効率化等の取組を支援します。

主な取組

介護現場におけるAI・ICT普及促進 **新規**

「IT導入など生産性向上や業務効率化に向けた課題」として、「ITに関する知識」を挙げた事業者が半数以上あったことを踏まえ、介護現場における生産性向上・業務効率化につなげるため、AI・ICT等に関する基礎知識や機器の紹介・効果的な活用方法などの研修を行い、普及促進を図ります。

介護認定審査会の簡素化等による業務効率化推進 **強化**

増え続ける要介護認定業務への対応として、状態安定など一定要件に該当する場合に審査判定のプロセスを簡略化する、介護認定審査会における審査の簡素化対象の拡大と、更新申請の認定有効期間の上限48か月への対応等による要介護認定業務の効率化に努め、申請から認定決定までの期間の短縮を図ります。

地域人材の介護助手活用促進 **強化** 再掲 施策5-1

介護職等の業務を洗い出し、専門性に応じた役割分担を図るため、介護助手として地域の高齢者など多様な人材の参入を促し、介護職の業務負担の軽減など労働環境の整備につなげ、生産性向上・業務効率化を図るための事業者向け研修を行い、普及促進を図ります。

また、介護人材の不足を補うため、介護助手の人件費部分の補助に向けた検討を進めます。

文書負担の軽減 **新規**

介護現場の業務効率化の1つとして文書に係る負担軽減が求められており、簡素化・標準化・ICT等の活用の3つを観点として検討を進めます。国が目指すウェブ入力や電子申請などの実現に向けて、適切に対応します。

その他関連する取組

IT利活用ビジネス拡大事業費の補助

市内IT企業とのデジタル技術の活用を通じた協業を促進するため、介護分野を含む各事業者が、業務効率化等を目指したソフトウェア開発などを行う際にかかる費用の一部を補助するほか、事業者の課題解決に向けたデジタル技術の活用について、相談や助言などの幅広いサポートを行うITコーディネーターの派遣を行います。

新製品・新技術開発支援事業の実施

介護関連の新製品・新技術開発にチャレンジする中小・小規模企業を支援し、介護現場における課題の解決や業務の効率化を推進します。

中小企業金融対策資金貸付事業の実施

中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展と振興を図るため、運転資金や設備資金などの事業活動に必要な資金を供給します。

《施策6》災害・感染症対策の体制整備

近年の大規模地震や大雨・洪水などの未曾有の災害発生状況、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、物資の備蓄や調達状況の確認を行うほか、有事においても最低限のサービスを継続できる体制づくりや研修の充実等が重要です。

《施策の方向性》

- 災害にあっても、安定的に介護サービスを提供できる体制づくりの強化等を図ります。
- 感染症の発生に備えて運営体制を強化するほか、感染症拡大防止に向けた対策等を講じます。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	現状値	目標値
災害や感染症発生時においてもサービス提供が可能な体制の整備を示す指標	災害に対応した事業継続計画(BCP)を策定している介護施設等の割合	- (令和元年度)	100% (令和4年度)
	感染症に対応した事業継続計画(BCP)を策定している介護施設等の割合	- (令和元年度)	100% (令和4年度)

個別施策 1 防災に向けた備えの強化

災害発生時の支援・応援体制を構築します。また、災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、介護施設等と連携した防災啓発活動や研修等を実施します。

主な取組

社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定の促進 新規

災害等にあっても最低限のサービス提供を維持するために、介護施設等に対して「事業継続計画」の記載例の周知や研修などにより策定を促します。

要配慮者二次避難所(福祉避難所)の確保 再掲 施策1-1

災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な要介護度の重い高齢者等がケアを受けながら避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の新設にあたって、要配慮者^{*}二次避難所(福祉避難所)として活用可能なスペースを併設するよう促します。

※ 要配慮者とは、災害対策基本法で定める、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

新設特別養護老人ホームの非常用自家発電設備補助

災害発生時などの停電においても入居者の安全を守るため、施設新設に際し非常用自家発電装置を設置する費用の補助を行います。

その他関連する取組

災害医療体制整備事業の実施

医療機関の電源確保に係る経費を補助するとともに、札幌市と災害時基幹病院を中心とした医療機関等との連携訓練の実施等により、災害医療体制の充実・強化を図ります。

災害ボランティア受入体制の整備

大規模な災害発生時に設置される災害ボランティアセンター(VC)の円滑な開設や、運営及び被災者とボランティアとのマッチングによる被災者支援を行います。

災害時における支援の推進

災害時に自力や家族の力だけでは避難することが困難な高齢者や障がいのある方などに対する避難支援体制の構築について、地域が主体となって取り組めるよう、各区において地域団体の取組を支援するほか、申請団体に対しては避難行動要支援者名簿情報の提供を行います。

高齢者世帯自動消火装置設置補助事業の実施 新規

高齢者世帯に多いこんろやストーブを原因とした火災に対応するため、高齢者世帯を対象に、火災の熱を感知して、自動で初期消火を行う自動消火装置の設置費用を補助します。

高齢者安全対策の推進 新規

高齢者世帯における火災予防対策(出火防止、火災被害低減等)及び救急事故予防対策(転倒事故等)を推進するため、高齢者福祉行政や介護サービス事業者など、高齢者の生活に密接に関わる団体と連携して、啓発活動を行います。

要配慮者利用施設における避難確保計画策定の促進

要配慮者利用施設^{*1}に対して、洪水や土砂災害が発生するおそれがある時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を定めた「避難確保計画」^{*2}の策定を、計画作成要領の周知や研修、講習会の実施などにより促します。

※1 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

※2 「避難確保計画」は、平成29年(2017年)6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、対象となる施設の所有者または管理者に対して策定が義務付けられたものです。国土交通省は、令和3年度(2021年度)までに計画作成率100%の達成を目標としています。

個別施策2 感染症対策の強化

感染症発生時においても、最低限のサービスや代替サービスを提供できるように支援・応援体制を充実させます。また、介護施設等と連携した感染拡大防止策の周知啓発や研修等を実施します。

主な取組

社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定の促進 新規

感染症が発生しても最低限のサービスや代替サービスを提供するために、介護施設等に対して、感染症発生時を想定した「事業継続計画」について、ガイドラインの周知や研修などにより策定を促します。

介護施設等に対する感染症研修等の実施 新規

感染症に係る情報や通知の周知啓発に努めるとともに、感染症の感染予防・拡大防止対策についての研修等を行います。

その他関連する取組

高齢者インフルエンザ予防接種の実施 再掲 施策3-2

高齢者がインフルエンザに罹患し重症化するのを防ぐために、市内の医療機関に委託して「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施します。

高齢者肺炎球菌予防接種の実施 再掲 施策3-2

高齢者が肺炎球菌感染症に罹患し重症化するのを防ぐために、市内の医療機関に委託して「高齢者肺炎球菌予防接種」を実施します。

《施策7》安定した介護保険制度の運営

要介護等認定者の増加が見込まれる中、介護保険制度を持続するためには、自助・互助・共助・公助のバランスに配慮した事業設計や介護給付の適正化、保険者としての機能強化による介護サービス等の質の向上、事業の継続的な検証・見直しなど、適切な事業運営が必要です。

《施策の方向性》

- 公平公正かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した事業運営を行います。
- 保険者機能を発揮し、PDCAサイクルにより給付適正化を図ります。
- 効率的かつ効果的に介護サービス等の質を向上させる取組を推進します。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	現状値	目標値
保険給付の適正化を示す指標	縦覧点検・医療情報との突合により、過誤調整を行った件数	延べ 1,947件 (令和元年度)	延べ 1,900件 (令和4年度)
生活支援におけるインフォーマルサービスの利用意向を示す指標	訪問型サービスで提供される生活支援についてインフォーマルサービスを活用しても良いと思う要支援認定者(事業対象者)の割合	48.7% (令和元年度)	50.0% (令和4年度)

個別施策1 適切で安定的な事業運営

公平公正な要介護等認定、介護給付の適正化や保険料の適切な賦課・徴収等により、介護保険制度への信頼を維持し、持続可能な制度運営を図ります。

また、自助・互助・共助・公助のバランスに配慮した事業設計に努めます。

主な取組

縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬請求の審査で、複数月にわたる請求明細書や、同一月内における複数の請求明細書を確認するなどして、不適切な請求がないかを点検します。また、介護給付と医療給付の請求情報を突合し、入院期間と介護サービス受給期間が重複するなどの不適切な請求についても点検します。

ケアプラン点検の実施 **強化**

利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの点検を実施しています。不適切なケアプランがあった場合には、その是正について指導するとともに、それに基づく介護報酬については返還を求めます。

高額介護サービス費等の申請勧奨と支給 **強化**

介護サービス等の1か月間の利用者負担額が、それぞれの所得に応じた上限額を超えた場合は、超えた部分に相当する額を申請により高額介護サービス費（介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した場合は高額介護予防サービス費相当事業費）として支給しています。また、同一世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。なお、支給対象者であっても申請を行っておらず、結果として支給を受けられない事例が一部に見られることから、支給申請の漏れを防ぐため、制度の周知に努めるとともに、支給対象者への申請勧奨を行うなどの取組を強化します。

生活支援体制整備事業の実施 再掲 施策1-1、5-1

高齢者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的に配置している生活支援コーディネーターが、地域のニーズに応じた社会資源の調整を行います。また、不足する人材の育成や社会資源の開発をNPO・民間企業等とともに推進します。

その他関連する取組

介護保険料水準の適切な設定

介護保険制度では、サービスに要する費用(保険給付費と地域支援事業費、保健福祉事業費の合計。以下「サービス費用」という。)は、①国・都道府県・市町村の公費、②65歳以上の方が納める第1号保険料、③40歳から64歳までの第2号被保険者が納める保険料の3者でまかなうこととされており、それぞれが国によって決められた一定の割合に応じて負担することとなります。

本計画の第1号保険料の額の設定にあたっては、サービス費用を的確に見込んだうえで、それをまかなうために必要な保険料の額を設定しています。

安定的な介護保険財政の運営

介護保険の財政運営を安定的に行っていくために、歳出の面では、必要なサービスを確保しながらも保険給付の適正化に努めることなどによって、財政支出を適切に行っていきます。

一方、歳入の面では、保険料の適切な賦課と確実な徴収に努めることにより、必要な収入の確保を図っていきます。

万が一、財源不足に陥ることが予測される場合には、北海道介護保険財政安定化基金^{*}からの資金の貸付・交付を受ける必要がありますので、介護保険財政の収支については、常にその状況を注視していきます。

※ 北海道介護保険財政安定化基金とは、保険給付費の予想を上回る伸びや、市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料の未納などによる財源不足に対応するため、資金の交付や貸付を行う目的で都道府県が設置する基金です。財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担することとされており、札幌市も保険給付費の見込額に対する一定率を拠出してきましたが、北海道において、基金の保有状況・貸付状況を勘案し、平成21年度(2009年度)から拠出金率が0とされています。

平成12年度(2000年度)～平成14年度(2002年度) 拠出率0.5%

平成15年度(2003年度)～平成20年度(2008年度) 拠出率0.1%

平成21年度(2009年度)～令和2年度(2020年度) 拠出無し

保険料のきめ細かい段階設定と減免制度の実施

第1号保険料については、被保険者それぞれの負担能力に応じて保険料を負担していただくため、保険料の段階を13段階としています。

また、札幌市では、やむを得ない特別な事情で保険料の納付が困難となった方などに対して、その事情に応じて、保険料減免の制度を設けていますが、本計画においても、引き続き、前計画と同様の要件で保険料の減免制度を設けることとします。

低所得者の第1号保険料の軽減

本計画においても、引き続き、前計画と同様に第1段階から第3段階の基準額に乗じる割合をさらに引き下げ、その引き下げた分について、これまでのサービス費用の約50%の公費負担に加えて、別枠で公費を投入し、保険料の軽減を図ります。

保険料の適切な賦課

個々の被保険者に対する保険料の賦課は、被保険者の世帯状況や所得状況を正確に把握し、適正かつ公平公正に進めていきます。

また、やむを得ない特別な事情により保険料の納付が困難な状況にある方については、個別の事情に応じた納付相談を行い、保険料減免の要件に該当する場合には、申請に基づき、保険料を減免します。

保険料の確実な徴収

被保険者の方々に保険料を公平に納付していただくことは、適切な制度運営のために極めて重要です。このため、あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、保険料納付の必要性について理解の促進に努めます。

年額18万円以上の年金を受給している方については、原則的に年金からの天引き（特別徴収）で保険料を納付していただいています。

特別徴収の対象にならない方については、保険料の納め忘れがないように、口座振替を推奨しています。口座振替の手続きについては、申込書による手続きのほか、申込書の記入や押印が不要で、キャッシュカードだけで簡単に手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」も導入しています。

保険料を滞納されている方については、個別の納付相談や納付督促等を行い、保険料の確実な徴収に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業の安定的な運営

新規

高齢者の多様なニーズに対応したサービス体制を維持し、国の定める上限額の範囲内において安定的な運営ができるよう、今後も体制について検討していきます。

高齢者等紙おむつサービス事業のあり方検討 新規

在宅の高齢者に対する紙おむつの支給について、国の地域支援事業の対象外となったことを受け、事業のあり方について検討を行います。

要介護等認定の適正化

要介護度を適正に審査判定するために必要な資料及び情報を提供することを目的に、認定調査票と主治医意見書の事前確認を全件において実施し、記載内容の明らかな矛盾や記載漏れ、誤記等を確認します。

また、新任研修から一定期間を経過した調査員に対しては、現任研修の受講を推し進めて、適正な認定調査実施に関する業務知識の維持向上を図ります。

要介護等認定における透明性の確保

介護保険制度に対する市民の信頼を得るためには、要介護等認定の透明性を確保し、申請者や家族に認定決定の内容について十分に理解をしていただくことが重要であると考えます。

このことから、本人や家族からの求めがあったときには、要介護等認定の情報を開示するとともに、認定結果に関する丁寧な説明を行います。

住宅改修等の点検

事前に申請した内容と事前事後の写真や工事の資料等から住宅改修の必要性を審査します。

また、福祉用具購入者からの申請を受けて、提出書類等によって用具の必要性を審査します。

介護給付費通知

介護サービス（介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスも含む。以下「介護サービス等」という。）の利用者本人に対して介護サービス等の利用状況やその費用を通知することにより、利用者による利用確認を通じて介護保険制度に関する理解を深めていただきます。

また、この通知を利用者や家族に確認していただくことによって、実態のないサービスなど、不正・不適切な介護報酬請求の発見や防止につなげていきます。確認の結果、疑義のある介護報酬の請求が見つかった場合には、その実態に関する調査を行い、不正・不適切な介護報酬については返還を求めます。

高額医療合算介護サービス費等の制度の周知と支給

介護サービス等の利用者負担額と医療費の自己負担額の1年間の合計額が、それぞれの所得に応じた上限額を超えた場合は、その超えた部分に相当する額を申請により高額医療合算介護サービス費(介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した場合は高額医療合算介護予防サービス費相当事業費。)として支給します。

介護給付費通知に制度案内のチラシを同封するなど、制度の積極的な周知に努めます。

出前講座の実施 再掲 施策1-2

札幌市が広報活動の一環として実施する「出前講座事業」を活用し、社会参加支援、介護保険制度などに対する市民の関心や理解を高めます。

特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設に入所(短期入所を含む。)している所得の低い方で一定以上の資産がない場合は、申請により、食費・居住(滞在)費の負担限度額と基準費用額の差額を特定入所者介護サービス費として給付します。

なお、預貯金等の資産が一定額を超えた場合は給付対象外となります。

社会福祉法人利用者負担額減額の実施

社会福祉法人などから以下のサービスを受けるとき、特に生計が困難な方については、利用者負担、食費、居住(滞在)費及び宿泊費が減額される場合があります。

＜減額の対象になるサービス＊＞

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※ それぞれ介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを含みます。

効果的な情報提供

高齢者施策や介護保険制度について、パンフレットやホームページによる周知を行うほか、インターネット上の地図を利用した「札幌市地域包括ケアマップ」により、介護事業所等の情報について、効果的に情報提供します。

制度改正時の適切な周知

介護保険制度の改正にあたっては、利用者の不安や事業者の混乱を招くことのないよう、変更点などを適切にお伝えします。

福祉サービス苦情相談事業の実施

福祉サービスに関する苦情・相談に対して、情報提供、助言、事実確認、当事者間の意見調整及び苦情代弁等を行い、福祉サービスの改善と質の向上を図ります。必要時、福祉サービス調整委員会にて審議し、調査・提言等を行います。

業務管理体制に関する監督

介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のほか、法令等の自主的な遵守が求められていることから、法令等遵守の業務管理体制が整備されているかを定期的に確認し、適切な指導を行います。

サービス付き高齢者向け住宅に対する助言・指導

サービス付き高齢者向け住宅において、良好なサービスが提供されるよう必要な助言及び指導等を行います。

個別施策2 介護保険サービス等の質の向上

誰もが安心して介護保険等のサービスを受けられるよう、サービスの質の向上に取り組みます。

主な取組

介護サービス事業者への指導及び指導事項等の公表

実地指導や集団指導、監査を通じて適切なサービス提供が行われるよう周知します。

また、介護サービス事業者の理解不足等による不適切な事業運営を未然に防ぐため、実地指導等において指摘した事項について、ホームページ等で公表し注意喚起を図ります。

事業者情報の公表の促進 再掲 施策4-2

介護サービス事業者に対して、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所または施設の運営状況に関する情報を公表させることで、利用者が適切なサービスを選択しやすい環境づくりに努めます。

認知症高齢者グループホームの外部評価結果の公表の促進 再掲 施策4-2

認知症高齢者グループホームでは、サービス内容に関し、各事業者が自己評価を行ったうえで都道府県が定める評価機関による外部評価を受け、最終的に事業者が総括的評価を行うことが義務付けられています。

札幌市では、認知症高齢者グループホームに対し、定期的に外部評価を受けてその結果を積極的に公表するよう指導するほか、評価結果で判明した問題点の改善状況の確認・指導を行います。

認知症高齢者グループホーム管理者連絡会議の支援 再掲 施策4-2

認知症高齢者グループホーム管理者の資質向上を目的として、知識の共有や情報交換を行う連絡会議の定期的な開催を支援します。

ケアマネジメントの基本方針 **新規** 再掲 施策3-1

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行うため、ケアマネジメントの基本方針を策定し、周知を図ります。

その他関連する取組

業務管理体制に関する監督 再掲 施策6-1

介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のほか、法令等の自主的な遵守が求められていることから、法令等遵守の業務管理体制が整備されているかを定期的に確認し、適切な指導を行います。

サービス付き高齢者向け住宅に対する助言・指導 再掲 施策6-1

サービス付き高齢者向け住宅において、良好なサービスが提供されるよう必要な助言及び指導等を行います。